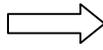


第4期介護保険料（65歳以上）について

【 保険料基準額 】 保険料は3年毎に改定

第3期(平成18～20年度)

月額 4,750 円



第4期(平成21～23年度)

月額 4,450 円

【 保険料見直しの考え方 】

これまでの保険料段階に、新たに保険者判断で設定可能となった段階を加え、収入に応じた負担となるよう細かく段階を設定し10段階とする。具体的には、税制改正に伴う激変緩和措置の終了等に配慮し、現行第4段階(市民税本人非課税世帯課税)を2つに区分し、より低い保険料段階を設定する。

介護給付準備基金(第3期保険料剰余)約35億円は、第4期保険料を下げるための財源として約半分(約18億円)を取り崩し、残りは第4期の保険料不足や第5期保険料の財源とする。

報酬改定に伴う保険料上昇の半分以上を国が負担する特別対策(約6億円)により、3年間保険料の上昇を抑制する。

低所得者への配慮として、市民税世帯非課税(第2・3段階)で、介護保険料の支払いが困難な一定の要件に該当する人を対象とした本市独自の減免制度を、高齢者の生活実態等を勘案し資産要件を緩和する。(規則改正により平成21年度から実施)

【 保険料段階 】 第3期(9段階) 第4期(10段階)

第3期(平成18～20年度)

基準額

段階	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階	
対象範囲	生活保護受給者等	世帯全員が市民税非課税 年金収入等80万円以下		本人が市民税非課税世帯に課税者がいる場合 年金収入等80万円超	市民税課税の人 合計所得金額147万円未満					合計所得金額400万円以上
料率	0.5	0.6	0.75	1.0	1.15	1.25	1.5	1.75	2.0	
年額(月額)	28,500円 (約2,380円)	34,200円 (2,850円)	42,750円 (約3,570円)	57,000円 (4,750円)	65,550円 (約5,470円)	71,250円 (約5,940円)	85,500円 (約7,130円)	99,750円 (約8,320円)	114,000円 (9,500円)	

第4期(平成21～23年度)

基準額

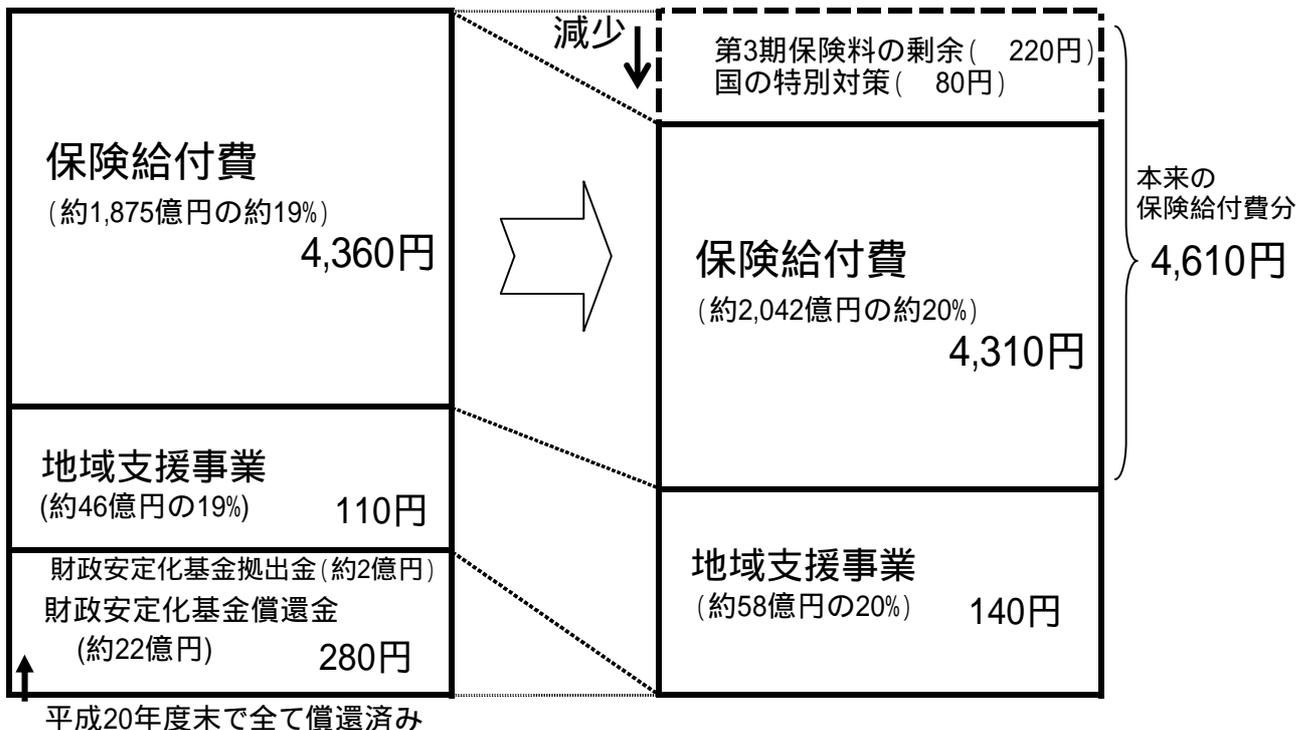
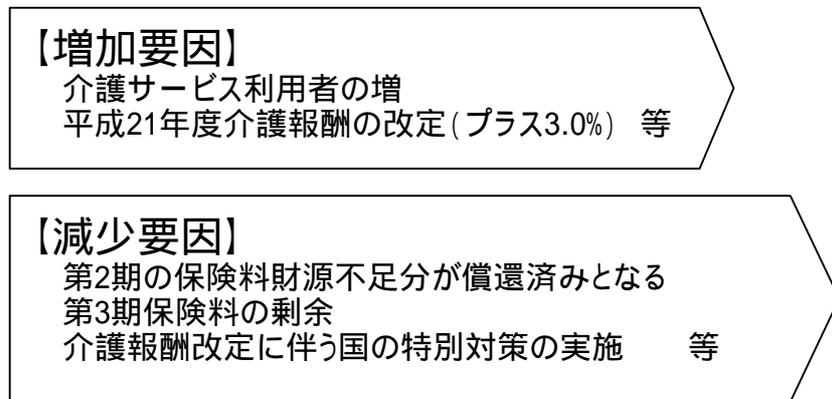
段階	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階(特例段階)	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階
対象範囲	生活保護受給者等	世帯全員が市民税非課税 年金収入等80万円以下		本人が市民税非課税世帯に課税者がいる場合 年金収入等80万円以下	本人が市民税非課税世帯に課税者がいる場合 年金収入等80万円超	市民税課税の人 合計所得金額147万円未満				合計所得金額400万円以上
料率	0.5	0.6	0.75	0.9	1.0	1.15	1.25	1.5	1.75	2.0
年額(月額)	26,700円 (約2,230円)	32,040円 (2,670円)	40,050円 (約3,340円)	48,060円 (約4,010円)	53,400円 (4,450円)	61,410円 (約5,120円)	66,750円 (約5,570円)	80,100円 (約6,680円)	93,450円 (約7,790円)	106,800円 (8,900円)

介護保険料の増減要因について

◇保険料基準額



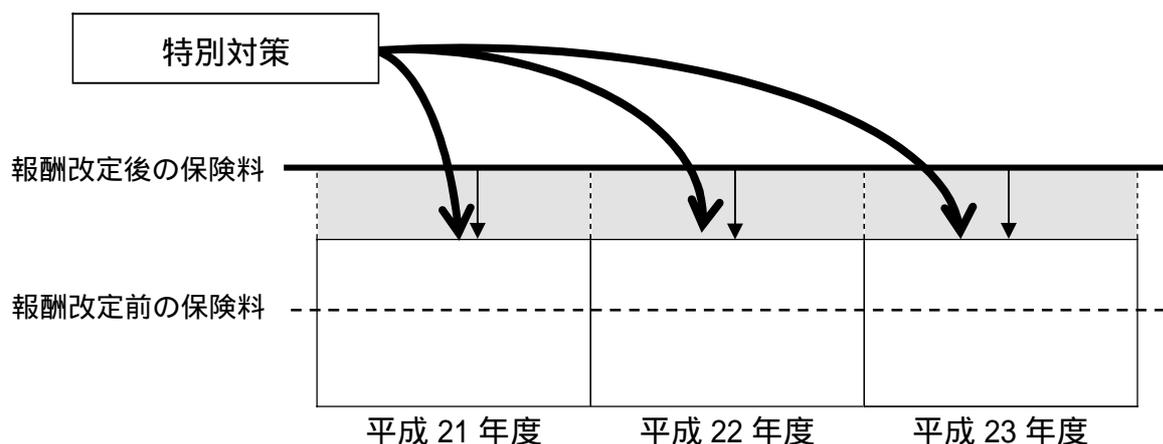
※増減要因について



介護報酬改定に伴う国の特別対策について

介護従事者の処遇改善を図るため、平成21年度からの介護報酬が増額改定（プラス3%）される。これに伴い保険料が上昇するため、上昇分の半分程度を国が負担する特別対策が実施される。

この特別対策の費用については、新たに基金を設置し保険料財源として活用することで、3年間保険料の上昇を抑える。



市独自の保険料減免制度の要件緩和について（規則改正）

保険料の低所得者対策として実施している市独自の保険料減免制度について、高齢者の生活実態等を勘案し、資産要件を緩和する。平成21年度から実施

市独自の保険料減免制度

保険料段階が第2段階、第3段階の人で、介護保険料の支払いが困難で以下の全ての要件に該当する場合、申請により保険料を第1段階相当まで減額する。

【主な要件】（第3期の実施内容）

収入	前年の世帯全員の収入が収入基準額（年額）以下であること。 一人世帯の場合 96万円 + 家賃負担額（家賃限度額 37.8万円）
資産	居宅用以外の土地及び家屋を世帯全員が所有していないこと。 世帯全員の預貯金等が、収入基準額の2分の1以下であること。 一人世帯で家賃なしの場合 48万円
扶養	他の世帯の人から扶養されていないこと。

資産要件の変更（北九州市介護保険の実施に関する規則を改正）

変更前（第3期）	変更案（第4期）
世帯全員の預貯金等が、 収入基準額の2分の1以下であること。 一人世帯で家賃なしの場合 48万円	世帯全員の預貯金等が、 200万円以下であること。 家賃負担の有無に関係なし